

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>、</u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）<u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>及び</u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 7 条の 2 関係）

（第 1 面）

障害者手帳

岩手県

（第 2 面）

写 真

縦 4 センチメー
トル、横 3 セン
チメートル

氏名			
現住所			
生年月日			
障害等級		手帳番号	
旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額			

（第 3 面）

交付日	年 月 日
-----	-------

有効期限		年	月	日
	(更新)	年	月	日
	(更新)	年	月	日
	(更新)	年	月	日
	(更新)	年	月	日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

岩手県

印

(第4面)

備考

1

医療や生活のことで相談したいときは、いつでも近くの市町村役場、保健所、精神保健福祉センターなどに御相談ください。

2

住所や氏名が変わったときは、すぐに変更届を出してください。

3

この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付の申請をしてください。

4

この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

5

更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

備考 用紙の大きさは、縦9.3センチメートル、横6.3センチメートルとする。

附 則

- 1この規則は、公布の日から施行する。
- 2この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式による精神障害者保健福祉手帳は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式の規定にかかわらず、当分の間、知事が別に定めるところによりこれを取り繕って使用することができる。